

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について 新旧対照表

新	旧
(別添)	(別添)
医師国家試験受験資格認定 医師法(昭和23年法律第201号)第11条第3号に基づく医師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。	医師国家試験受験資格認定 医師法(昭和23年法律第201号)第11条第3号に基づく医師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。
1 審査対象者 (略)	1 審査対象者 (略)
2 審査方法 (略)	2 審査方法 (略)
3 認定基準 審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。 (1) 書類審査 (略) (2) 日本語による診療能力の調査(日本語診療能力調査) 日本語を用いて診察するために十分な能力を有しているか否	3 認定基準 審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。 (1) 書類審査 (略) (2) 日本語による診療能力の調査(日本語診療能力調査) 日本語を用いて診察するために十分な能力を有しているか否

かを調査する。具体的には、現病歴や身体所見等の医療情報の収集、検査や治療の計画策定及び診断書の作成等について、日本の医学校において医学の課程を修めた者と同等の能力を有するか否かを調査する。

合計点が 100点満点換算で50点以上であり、かつ 各調査委員の評価に0点の項目がないことを要する。

①及び② (略)

(3) その他
(略)

4 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

- (1)から(12) (略)
- (13) (1)から(12)までの書類の他に、必要に応じて提出を求める場合がある書類
- ① 医学校卒業後の期間に、医学教育又は医業に従事していた期間と従事先を証明する書類

- ② 卒業した医学校の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)
- ③ 卒業した外国医学校のパンフレット

* 作成上の注意

1及び2 (略)

3. (7)～(10) 並びに(13)の①及び②については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関(当該国の大蔵館、領事館、外務省

かを調査する。具体的には、現病歴や身体所見等の医療情報の収集、検査や治療の計画策定及び診断書の作成等について、日本の医学校において医学の課程を修めた者と同等の能力を有するか否かを調査する。

合計点が 42点／84点以上であり、かつ 各調査委員の評価に0点の項目がないことを要する。

①及び② (略)

(3) その他
(略)

4 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

- (1)から(12) (略)
- (13) (1)から(12)までの書類の他に、必要に応じて提出を求める場合がある書類

- ① 卒業した医学校の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)
- ② 卒業した外国医学校のパンフレット

* 作成上の注意

1及び2 (略)

3. (7)～(10) 及び(13)の①については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関(当該国の大蔵館、領事館、外務省等)におい

等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

4及び5 (略)

歯科医師国家試験受験資格認定

歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)第 11 条第 3 号に基づく歯科医師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1 審査対象者

(略)

2 審査方法

(略)

3 認定基準

(1)書類審査

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の歯科医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

①から⑦までの項目を満たすことを要する。

① 外国歯科医学校の修業年数

ア) (略)

イ) 歯科医学校の教育年限及び履修時間

6年以上(進学課程;2年以上、専門課程;4年以上)の一貫した専門教育(4,500 時間以上)を受けていること。ただし、5年であっても、5,500 時間以上の一貫した教育を受けている

て真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

4及び5 (略)

歯科医師国家試験受験資格認定

歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)第 11 条第 3 号に基づく歯科医師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1 審査対象者

(略)

2 審査方法

(略)

3 書類審査の認定基準

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の歯科医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

(1)から(9)までの項目を満たすことを要する。

(1) 外国歯科医学校の修業年数

ア) (略)

イ) 歯科医学校の教育年限

6年以上(進学課程;2年以上、専門課程;4年以上)

但し、インターン期間については教育年数には算入しない。

場合には、基準を満たすものとする。

ウ) 歯科医学校卒業までの修業年限

18年以上

(削除)

② 歯科医学校卒業からの年数

10年以内(但し、歯科医学教育又は歯科医業に従事している期間は除く。)

③ 専門科目の成績

良好であること

④ 教育環境

大学附属病院の状況、教育数等が日本の大学とほぼ等しいと認められること

(削除)

⑤ 歯科医学校卒業後、当該国の歯科医師免許取得の有無取得していること。

(削除)

ウ) 歯科医学校卒業までの修業年限

18年以上

(2) 専門科目の履修時間

4,500時間以上で、かつ一貫した教育を受けていること

(3) 歯科医学校卒業からの年数

10年以内(但し、歯科医学教育又は歯科医業に従事している期間は除く。)

(4) 専門科目の成績

良好であること

(5) 教育環境

大学附属病院の状況、教育数等が日本の大学とほぼ等しいと認められること

(6) 当該国の政府の判断

WHO の World Directory of Dentistry Schools に原則報告されていること

(7) 歯科医学校卒業後、当該国の歯科医師免許取得の有無取得していること。

(8) 当該国の歯科医師免許を取得する場合の国家試験制度制度が確立されていること。

⑥ 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1(平成21年12月までの認定区分である日本語能力試験1級を含む。以下同じ。)を受けていること。

(2) 日本語による診療能力の調査(日本語診療能力調査)

日本語を用いて診療するために十分な能力を有しているか否かを調査する。具体的には、現病歴や身体所見等の歯科医療情報の収集、カルテの作成等について、日本の歯科医学校において歯科医学の課程を修めた者と同等の能力を有するか否かを調査する。

合計点が、100点満点換算で50点以上であり、かつ各調査委員の評価に0点の項目がないことを要する。

① 調査委員

(略)

② 調査内容

(略)

③ 評価項目

日常診療において関わる機会の多い主要な症候と呈した患者に対する医療面接等及び当該診療に関する記述や説明を行い、次の各領域について調査委員が四段階(3~0)の評価を行う。

ア) 聴く能力

患者等及び医療従事者の話を聞き、内容を正しく理解する

(9) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1(平成21年12月までの認定区分である日本語能力試験1級を含む。以下同じ。)を受けていること。

4 日本語診療能力調査の認定基準

日本語を用いて診療するために十分な能力を有しているか否かを調査する。具体的には、患者の訴えや現症など歯科医療情報の収集、カルテの作成等について、日本の歯科医学校において歯科医学の課程を修めた者と同等の能力を有するか否かを調査する。

合計点が、24点／48点以上であり、かつ0点の項目がないことを要する。

(1) 調査委員

(略)

(2) 調査内容

(略)

(3) 評価項目

以下の領域について、各々4段階(3~0)の評価を行う。

ア) 発話力

相手(患者、歯科医師等)にわかりやすく説明または指示を

ことが出来るか。

イ) 話す能力

患者等及び医療従事者に診療内容を正確に説明し、理解を得ることが出来るか。

ウ) 書く能力

基本的な医療記録を日本語で適切に作成することが出来るか。

エ) 読み取る能力

日本で使われている歯科医学用語を正しく理解した上で、音読することが出来るか。

オ) 診察する能力

患者に対して具体的な説明を行いながら適切に口腔内所見等をとることが出来るか。また、その所見を医療従事者に適切に説明することができるか。

④ 評価区分

3…日本語で医学教育を受けた者と変わらない

2…一部に困難はあるが、診療の支障とならない

1…全体的に困難はあるが、かろうじて問題を克服することが出来る

0…誤解を生じる危険等、診療上の不都合がある

与えることが出来るか。また、適切で誤解のない表現を選ぶことが出来るか。

イ) 理解力

相手(患者、歯科医師等)の言うことを理解することが出来るか。また、適切な質問を自らすることによって、疑問を克服することができるか。

ウ) 作文力

基本的な歯科診療記録を日本語(仮名混じりも可)で作成できるか。

エ) 語彙数

日本で通常用いられる歯科医学用語を理解し使用することが出来るか。

(新設)

(4) 評価区分

3…日本語で医学教育を受けた者と変わらない

2…やや能力が劣るが、診療の支障とならない

1…困難であるが、かろうじて問題を克服することが出来る

0…誤解を生じる危険等、診療上の不都合がある

(3) その他

書類審査においては基準を満たしていたが、日本語診療能力調査において基準以下であった者については、歯科医師国家試験予備試験受験資格認定を受けることができる。

4 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1)から(7) (略)

(削除)

(8)から(10) (略)

(削除)

(11) (略)

(削除)

(削除)

(12) (略)

(13) (1)から(12)までの書類の他に、必要に応じて提出を求める

5 その他

書類審査においては基準を満たしていたが、日本語診療能力調査において基準以下であった者については、歯科医師国家試験予備試験受験資格認定を受けることができる。

6 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1)から(7) (略)

(8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

(9)から(11) (略)

(12) 卒業した外国歯科医学校の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)

(13) (略)

(14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書

(15) 卒業した外国歯科医学校のパンフレット

(16) (略)

(新設)

場合がある書類

- ① 歯科医学校卒業後の期間に、歯科医学教育又は歯科医業に従事していた期間と従事先を証明する書類
- ② 卒業した歯科医学校の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)
- ③ 卒業した外国歯科医学校のパンフレット

* 作成上の注意

- 1及び2 (略)
- 3. (7)～(10)並びに(13)の①及び②については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関(当該国の大蔵省、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4. (7)～(9)及び(12)については、各原本を持参すること。(原本は照合後に返還する)
- 5. (略)

歯科医師国家試験予備試験受験資格認定

歯科医師法第12条に基づく歯科医師国家試験予備試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1～2 (略)

3 認定基準

下記の(1)から(7)までの認定基準を満たした者に対し歯科医師国家試験予備試験受験資格認定を行う。

* 作成上の注意

- 1及び2 (略)
- 3. (7)～(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関(当該国の大蔵省、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4. (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。(原本は照合後に返還する)
- 5. (略)

歯科医師国家試験予備試験受験資格認定

歯科医師法第12条に基づく歯科医師国家試験予備試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1～2 (略)

3 認定基準

下記の(1)から(9)までの認定基準を満たした者に対し歯科医師国家試験予備試験受験資格認定を行う。

(1) 外国歯科医学校の修業年数

ア) (略)

イ) 歯科医学校の教育年限

5年以上(専門課程;4年以上)

(削除)

ウ) (略)

(2)から(5) (略)

(削除)

(6) (略)

(削除)

(7) (略)

4 (略)

5 必要書類

歯科医師国家試験受験資格認定の「4 必要書類」と同様。

ただし、(7)及び(11)については、外国で歯科医師免許を取得し

(1) 外国歯科医学校の修業年数

ア) (略)

イ) 歯科医学校の教育年限

5年以上(専門課程;4年以上)

但し、インターン期間については教育年数に配慮する者とする。

ウ) (略)

(2)から(5) (略)

(6) 当該国の政府の判断

WHO の World Directory of Dentistry Schools に原則報告されていること

(7) (略)

(8) 当該国の歯科医師免許を取得する場合の国家試験制度
制度が確立されていなくともよい。

(9) (略)

4 (略)

5 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1) 歯科医師国家試験予備試験受験資格認定願

た者のみ提出すること。

- (2) 歯科医師国家試験予備試験受験資格認定申請理由書
- (3) 履歴書(学歴については、日本の小学校に相当する学校から歯科医学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。)
- (4) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。
- (5) 医師の診断書(日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたものに限る。)
- (6) 写真(3枚:申請前6ヵ月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。)
- (7) 外国で取得した歯科医師免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国歯科医学校卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国歯科医学校の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
- (11) 卒業した外国歯科医学校の教科課程及び時間数を明らかにした書類
- (12) 卒業した外国歯科医学校の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)
- (13) 外国で歯科医師免許を取得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書

(15) 卒業した外国歯科医学校のパンフレット

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、

日本語能力試験 N1 認定書と成績書の写し又は日本語能力試験 N1 認定結果と成績に関する証明書

*作成上の注意

1. 提出書類の部数は1部である。
2. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
3. (7)～(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関(当該国の大蔵館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
4. (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。(原本は照合後に返還する)
- 5 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。